



2017年8月7日

各 位

会 社 名 日本精工株式会社  
代 表 者 名 代表執行役社長 内山 俊弘  
(コード：6471 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役常務 CSR 本部長 池村 幸雄  
(TEL 代表 03-3779-7111)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

本日、当社は、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2017年8月25日(金)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 153,348 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 1,453 円
(4) 処 分 総 額	222,814,644 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

本日、当社は、「幹部社員等株式給付信託」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決定いたしました（本制度の概要につきましては本日付「幹部社員等株式給付信託の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。処分数量については、信託期間中に当社の幹部社員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（当初2年間相当分）として、2017年3月31日現在の発行済株式総数 551,268,104 株に対し 0.03%（小数点第3位を四捨五入、2017年3月31日現在の総議決権個数 5,306,731 個に対する割合 0.03%）としております。

## ※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	株式給付規定に基づき信託財産である当社株式等を受益者に交付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、 資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	幹部社員等を退職又は退任した者のうち株式給付規定に定める要件を満たす者
信託管理人	当社の従業員より選定（予定）
信託契約日	2017年8月25日（予定）
信託設定日	2017年8月25日（予定）
信託の期間	2017年8月25日（予定）から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）
制度開始日	2017年8月25日（予定）

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の決定日の直前営業日までの1か月間（2017年7月5日から2017年8月4日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,453円（円未満切捨）といたしました。

本自己株式処分の決定日の直前営業日までの1か月の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額1,453円については、本自己株式処分の決定日の直前営業日の終値1,391円に対して104.46%を乗じた額であり、本自己株式処分の決定日の直前営業日から遡る直近3か月の終値平均1,425円（円未満切捨）に対して101.96%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月の終値平均1,497円（円未満切捨）に対して97.06%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上